

令和 2 年度支障除去等に対する支援に関する検討会 設置要綱

1. 設置の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）の平成 9 年改正により、平成 10 年 6 月 17 日以降に発生した不法投棄事案や不適正処理事案を対象に、原因者等が原状回復等の措置を取らずにやむを得ず都道府県等が支障除去等を行う場合、廃棄物処理法第 13 条の 15 に基づき産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金（以下、「基金」という。）から支障除去等に必要な費用を支援する規定が創設された。本基金への出えんについては、平成 27 年度に開催された「支障除去等に対する支援に関する検討会」において、産業界の負担について、産業廃棄物に関わる者に広く薄く協力を求めるとの考え方が示され、これを受け、マニフェスト頒布団体等が基金に出えんする方式を採用している。なお、当該検討会において「マニフェスト頒布団体等に対する今回の協力依頼は、今後 5 年間についてのものとし、その後の協力依頼については、定期的な点検・評価の結果を踏まえ、改めてマニフェスト頒布団体等と協議する」ものとされていることから、5 年目にあたる本年度に当該点検・評価を行うため、本検討会を設置する。

2. 委員構成

別紙のとおり。

3. 座長

座長は委員の互選により決定する。

4. 事務局

事務局は、環境省環境再生・資源循環局不法投棄原状回復事業対策室とする。

5. 検討内容の公開等

検討会資料及び議事概要は、原則として公開とする。ただし、座長が非公開と

することが望ましいと判断し、予め委員の了承を得た場合は、この限りでない。
なお、新型コロナウイルス感染症対策として、必要に応じ、オンラインでの開催とする。

4. 検討スケジュール（予定）

令和2年秋頃の報告書取りまとめを目指し、概ね1ヶ月に1回、検討会を開催する。

(別紙)

委員名簿（五十音順、敬称略）

赤渕 芳宏	名古屋大学 大学院環境学研究科 准教授
大塚 直	早稲田大学 大学院 法務研究科 教授
小池 要子	埼玉県 環境部長
猿田 吉秀	長野県 環境部長
鈴木 道夫	橋元綜合法律事務所 弁護士
関 莊一郎	(公財)日本産業廃棄物処理振興センター 理事長
新美 育文	明治大学 名誉教授
西村 健	全国知事会 調査第三部長
長谷川 雅巳	(一社)日本経済団体連合会 環境エネルギー本部長
藤田 正実	(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 適正処理対策部長
御手洗 伸太郎	(一社)日本建設業連合会 常務執行役
森谷 賢	(公社)全国産業資源循環連合会 専務理事
安井 晃	三重県 環境生活部廃棄物対策局長
山田 咲道	エース会計事務所 公認会計士・税理士
若山 勝行	(一社)全国建設業協会 常務理事